# 熱中症に注意しましょう。

<問合せ>

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 ☎ 958-0119 健康増進課(保健センター) ☎ 956-1000

#### 熱中症とは?

日射病・熱けいれん・熱疲労・熱射病の総称であり、室温や気温が高い中での 作業や運動により、体内の水分や塩分(ナトリウム)などのバランスが崩れ体温 の調節機能が働かなくなり、体温の上昇、めまい、体がだるい、ひどい時にはけ いれんや意識の異常など、さまざまな症状を起こす病気です。

家の中でじっとしていても、室温や湿度が高いために、熱中症になる場合があ りますので、注意が必要です。

### !!こんなときは!!ためらわずに救急車を呼んでください。

▲自分で水が飲めなかったり、脱力感や倦怠感が強く、動けない場合

▲ 意識がない(おかしい)、全身のけいれんがあるなどの症状を発見された方



### ※子どもと高齢者は特にご注意を…

☑子どもの特徴

大人より地面に近いため、地面の照り 返しの影響が大きく、高い温度にさら される。

#### ☑高齢者の特徴

汗をかきにくい、暑さを感じにくいな ど、気づくのが遅れる。

### ★熱中症予防のポイント

□ 部屋の温度をこまめにチェック

(普段過ごす部屋には温度計を置くことをお勧めします)

- □ 室温が高くならないよう、エアコンや扇風機を上手に使いましょう
- □ のどが渇かなくても、こまめに水分補給を
- □ 外出の際は、体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も忘れずに
- □ 暑いときは無理をせず、適度に休憩をとりましょう
- □ 栄養バランスの良い食事と体力づくりを心がけましょう

## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

平成 27 年度 引き続き実施します

## 臨時福祉給付金

→支給対象となる可能性のある方に、8月上旬に申請書を郵送します。

#### 支給対象者

平成27年度の住民税が課税されていない方。 ※課税されている方に扶養されている場合や、 生活保護の受給者である場合などを除く

1人につき 6,000円 支給 額 (10 月以降に順次、支払います。)

申請期限 平成28年1月29日(金) まで

- ・一定の居住地を持たない方でいずれの市町村にも住民登録が されていない方については、平成27年1月2日以降であっ ても住民登録の手続きを行えば、申請をすることができます。
- ・DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童で、他の市町 村から住民登録を移さずに羽曳野市にお住まいの方については、 羽曳野市で申請を受けることができる場合があります。

※平成 27 年度は、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時 特例給付金の両給付の支給要件に該当する場合は、

どちらの給付金も受け取ることが可能です。

※受付期間は、市町村によって異なります。

### 子育て世帯臨時特例給付金

→「平成 27 年度児童手当・特例給付現況届」 (6月にこども課より発送)で申請してください。

※5月転入者や5月第1子出生などの方は、6月末から別途発送しています。

(特例給付の受給者は除く)

申 請 期 限 平成 27 年 12 月 1 日 (火) まで

問 合

せ

ご注意ください。

- ●臨時福祉給付金 臨時福祉給付金等支給業務室 ☎ 958-1111 内線 1188
- ●子育て世帯臨時特例給付金 こども課 **2** 947-3836

### 支給対象者 平成 27 年 6 月分の児童手当の受給者

### 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

不審な問い合わせなどがありましたら、迷わず、市や最寄りの 警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。